

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめはどこにでも起こり得る」、「いじめは絶対許さない」、「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にいき、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 組織が有効に機能しているかについて、校内組織で点検・評価を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みをする。

《組織図》

